

広島県選挙管理委員会告示第七十号

平成二十七年八月九日執行の大竹市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成二十七年十二月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

裁 決 書

審査申立人 広島県大竹市新町三丁目6番15号
山本 孝三

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成27年10月22日付けで提起のあった平成27年8月9日執行の大竹市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人の申立ての趣旨は、本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出について、大竹市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が平成27年10月5日付けで行った申立人の当選を無効とする決定（以下「原決定」という。）の取消しを求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

- (1) 市選管は、原決定において、当初本件選挙の選挙会において無効投票とされた「北地たかし」及び「キタジタカシ」と記載された2票について、北林隆候補（以下「北林候補」という。）の氏名に最も近い記載のものであるとして、同候補の有効投票と判断した。しかし、これらの投票は、北地範久候補（以下「北地候補」という。）と北林候補の氏名が混記されたものであり、これらの2票を北林候補の有効投票とした市選管の判断には誤りがある。
- (2) 社会常識では、相手の呼称は氏であり、選挙において有権者は意中の候補者の氏を認識して投票を行うものと考ええる。「北地たかし」及び「キタジタカシ」と記載された投票を北林候補の有効投票と判断するのは不自然である。
- (3) 市選管は、北林候補から当選の効力に関する異議の申出を受け、その審理において、北林候補、申立人及び北地候補の有効投票並びに無効投票の開披点検を行っているが、この開披点検は、市選管に異議の申出を行った北林候補と、氏が類似する北地候補に重点を置いて実施されたものと考ええる。この点、本件選挙の候補者には、申立人と氏が類似する山崎年一候補（以下「山崎候補」という。）がおり、本件の審理においては、申立人との氏の類似性を踏まえ、有効投票及び無効投票の再点検を実施すべきである。

裁 決 の 理 由

1 審査申立ての経緯等

- (1) 本件選挙においては、定数 16 人に対し 19 人が立候補した。候補者の中には、申立人及び北林候補もいた。本件選挙の開票後、選挙会は、申立人の得票数を 496 票、北林候補の得票数を 494 票として、申立人を最下位当選人と決定した。
- (2) 平成 27 年 8 月 21 日、北林候補が、市選管に対し、本件選挙に係る当選の効力に関する異議の申出を行った。この審理において、市選管は、同年 9 月 24 日、投票の開披点検を行った。その結果、選挙会において無効投票とされた投票の中に、「北地たかし」及び「キタジタカシ」と記載された投票があることが判明した。
- (3) 平成 27 年 10 月 5 日、市選管は、前記(2)で述べた 2 票について北林候補の有効投票と判断し、申立人と北林候補の得票数が同数(496 票)になることから、選挙会における当選人を決定する方法に異動が生じるため、申立人の本件選挙における当選を無効とする旨の決定を行った。
- (4) 平成 27 年 10 月 22 日、申立人は当委員会に対して審査の申立てを行った。当委員会は、本件審査の申立ての形式的要件を審査したところ、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じた。その後、申立人から平成 27 年 11 月 2 日付けで補正書の提出を受けた当委員会は、この補正の結果、本件審査の申立てが適法なものとなったことを認めて、これを受理した。
- (5) 当委員会は、市選管から弁明書の提出を受け、申立人からは申立て理由の補足書及び反論書の提出を受け、慎重に審理を行った。
- (6) 当委員会は、市選管に対して、本件選挙の選挙録その他関係書類の提出を求めてこれらを調査するとともに、市選管が保管する本件選挙における投票について提出を求め、平成 27 年 11 月 17 日、申立人、関係人及び市選管の職員の立会いの下、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認したうえで、職権により、山崎候補の有効投票及び当初選挙会において無効投票と決定された投票について、開披点検を行った。

2 開披点検の結果

当委員会が行った開披点検の結果は、以下のとおりである。

- (1) 山崎候補の有効投票及び当初選挙会において無効投票と決定された投票について票数の確認を行ったところ、いずれも選挙録に記載されている票数と相違はなかった。
- (2) 山崎候補の有効投票について点検を行った結果、いずれの投票も山崎候補の有効投票と認められるものであり、申立人若しくは他の候補者の有効投票又は無効投票と認められる投票は存在しなかった。

- (3) 当初選挙会において無効投票と決定された投票について点検を行った結果、「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」として無効投票とされた投票の中に、「北地たかし」及び「キタジタカシ」と記載された投票が存在することを確認した（別記のとおり。）。そして、これらの投票の他には、本件選挙における当選の効力に影響を及ぼすおそれがあるものと認められる投票は存在しなかった。

3 当委員会の判断

投票の効力の決定について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。）は、第 67 条後段において、「第 68 条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定する。

この「選挙人の意思」の判断に当たっては、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（最高裁判所昭和 31 年 2 月 3 日判決，同昭和 49 年 12 月 23 日判決及び同平成 4 年 7 月 10 日判決）とされている。

また、2 人以上の候補者の氏と名を混同して記載した投票の効力については、「選挙人は一人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を二人の候補者氏名を混記したものと無効とすべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は（中略）いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。」（最高裁判所昭和 32 年 9 月 20 日判決，同昭和 45 年 10 月 23 日判決及び同平成 4 年 7 月 10 日判決）とされている。

このような観点から、本件における投票の効力について検討する。

- (1) 申立人は、「北地たかし」及び「キタジタカシ」と記載された投票について、北地候補と北林候補の氏名が混記されたものであり、これらの 2 票を北林候補の有効投票とした市選管の判断には誤りがある旨を主張する。

これらの投票の記載は、本件選挙の候補者である北地候補及び北林候補の氏と名を混同して記載したものと見ることができる。

この点、これらの投票に記載された氏の「北地」及び「キタジ」については、北地候補の氏である「北地（きたち）」とほぼ一致しているとともに、北林候補の氏とも類似性があるものと認められる。

一方、これらの投票に記載された名の「たかし」及び「タカシ」については、北林候補の名である「隆（たかし）」と一致しているが、北地候補の名である「範久（のりひさ）」とは類似性が認められない。

以上から、これらの投票の記載については、全体として北林候補の氏名に近似しているものと認められるものであり、北林候補と北地候補の氏と名を混記したものとして無効とすべきものと認めるよりも、むしろ、北林候補に投票する意思をもって氏の一部を誤記したものとして有効と認めるのが相当であるから、これらの投票は北林候補に対する有効投票であると解するのが相当である。

- (2) なお、申立人は、有権者は意中の候補者の氏を認識して投票を行うものであり、「北地たかし」及び「キタジタカシ」と記載された投票を、氏の記載の異なる北林候補の有効投票と判断することは不自然であると主張する。

しかし、最高裁判所昭和 57 年 3 月 4 日判決は、氏優位説に立つ大阪高等裁判所判決を破棄し、投票の効力の判断は投票に記載された氏名全体から行うべきものとしていることから、申立人の主張には、理由がない。

- (3) 当委員会が実施した開披点検の結果は前記 2 で述べたとおりであり、申立人の有効投票等、本件選挙における当選の効力に影響を及ぼすおそれのある投票は存在しなかった。

- 4 以上のとおりであるので、原決定の取消しを求める申立人の主張には、理由がない。

よって、当委員会は、公選法第 216 条第 2 項において準用する行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 2 項の規定によって、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 12 月 22 日

広島県選挙管理委員会

委員長 橋 本 宗 利

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。

別記

番号	(1)	(2)				
投票票	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="403 432 598 517">候補者氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="403 517 598 1043">北地 ルカシ</td></tr></tbody></table>	候補者氏名	北地 ルカシ	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="722 432 917 517">候補者氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="722 517 917 1043">キタジ タカシ</td></tr></tbody></table>	候補者氏名	キタジ タカシ
候補者氏名						
北地 ルカシ						
候補者氏名						
キタジ タカシ						